

令和3年3月15日

墨田区議会議長  
樋口 敏郎 様

墨田区長  
山本 亨



墨田区教育長  
加藤 裕之



新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書への回答について

令和3年1月18日及び同年2月4日付けで要望のあった標記の件について、別添のと  
おり回答いたします。



区議会からの要望

No	要望事項	対応状況、予算書事業名、考え方等
<b>要望書 「新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書（その2）」</b>		
1 (1/18収受)	児童館、子育てひろば、図書館、集会所、スポーツ施設、すみだボランティアセンター等の公共施設については、感染防止対策を万全に講じた上で、居場所確保や健康維持、情報収集などといった観点から開館の継続に努めること。	<p>&lt;児童館について&gt; 児童館については、入館時における検温・手指消毒をはじめ室内換気及び遊具等の消毒等、新型コロナウイルス感染症対策を行った上で開館している。</p> <p>&lt;子育てひろばについて&gt; 利用者数の制限（予約制）、入館時の検温、施設内の換気、職員の健康管理等の感染防止策を講じつつ開館を継続している。</p> <p>&lt;郷土文化資料館等&gt; 郷土文化資料館及び大正民家園については、感染防止策を徹底し開館する。</p> <p>&lt;図書館&gt; 検温、マスクの着用、手指の消毒、閲覧席の減席等感染防止対策を徹底した上で、開館を継続する。なお、ひきかね図書館は、祝日を除く月曜日から土曜日までは通常午後9時まで開館しているところ、開館時間を短縮して午後8時までとしている。</p> <p>&lt;地域力支援部所管施設&gt; 緊急事態宣言に鑑み、20時までの開館とするものの、定員を50%とするなどの感染防止に向けた対策を講じる中、施設運営の継続を図っている。</p> <p>&lt;福祉保健部所管施設&gt; 感染防止対策を万全に講じ、開館を継続していく。なお、緊急事態宣言中は、開館時間を1時間短縮し、夜8時までとしている。</p>
2 (1/18収受)	高齢者や乳幼児をはじめとして、福祉施設や区民施設、学校などでの感染防止策を強化するとともに、現場の負担軽減を図ること。	<p>&lt;福祉保健部所管施設&gt; 指定管理施設等の高齢者施設については、感染防止策に努める旨通知を發出し、感染予防を徹底している。また、施設では業務の見直しや効率化等に努め、負担軽減を図るとともに必要に応じ、人員体制を強化し職員個々の負担が増加しないよう努めている。</p> <p>&lt;子ども・子育て支援部所管施設&gt; ・必要な資材の配備、適切な情報提供等により、現場の負担軽減を図りながら感染防止策の徹底をしている。</p> <p>・保育園、私立幼稚園等は、日々の消毒を徹底する等の感染防止をしたうえで、通常通りに開園をして、必要な保育等を提供している。</p> <p>・利用者数の制限、入館時の検温、施設内の換気、玩具の消毒、職員の健康管理等の感染防止策を講じている。</p> <p>&lt;地域力支援部所管施設&gt; 緊急事態宣言の再発出を受け、感染防止に向けての指針を改訂のもと、指定管理者への指導徹底を図ることとした。</p> <p>&lt;教育委員会事務局所管施設&gt; 園や部のガイドラインに基づき、手洗い、咳エチケット、3密の回避等、感染予防を徹底するとともに、感染予防に必要な物品の購入を拡充していく。また、児童・生徒が行う通常の清掃活動の中に消毒を取り入れたり、小・中学校及び幼稚園にサーモグラフィカメラを導入し、登校時に児童・生徒が自ら検温する等、教職員の負担軽減を図っている。</p>
3 (1/18収受)	利用可能な公共施設や公園等については、感染防止を行った上であれば利用することに差し支えない旨の周知を図ること。	<p>&lt;区民施設&gt; 区・指定管理者のHPなどにより、20時までの開館とするものの、感染防止に向けた対策を講じたうえで利用できる旨を周知している。</p> <p>公園等の利用については、掲示物により、感染防止対策を行った上での適切な利用を呼び掛けている。</p> <p>&lt;福祉保健部所管施設&gt; 広報紙、ホームページ、facebookを使用し、周知をしている。</p> <p>子育て支援総合センターの貸室利用の際は、利用者数の制限、入館時の検温、施設内の換気等感染防止策を行うこと、また、感染状況により利用を制約する場合もあることを事前に伝えている。</p> <p>(学校施設開放) 学校施設開放の利用方法については、区ホームページ等で周知を図る。 (郷土文化資料館等) 郷土文化資料館及び大正民家園、わんぱく天国については、感染防止策を徹底した上で、利用可能としている。 (図書館) ホームページや施設内での掲示、また定期的に館内放送で検温や手指消毒、マスクの着用等の協力をお願いし、施設が利用できることの周知を図っている。</p>

区議会からの要望

No	要望事項	対応状況、予算書事業名、考え方等
4 (1/18収受)	新型コロナウイルス感染症に関する支援制度について、区報、区公式ホームページ、ポスター、SNSなどを活用して幅広く区民に周知し、併せて多言語での相談案内を行うこと。また、行政サービスマップについても必要に応じアップデートを行うこと。	各種情報媒体や行政サービスマップを活用し、引き続き適時適切に周知を図っていく。ホームページにおいては、Multilingual機能の活用により、英語、中国語、韓国語での情報取得ができるよう対応を図っている。
5 (1/18収受)	外出自粛を求めるに当たり、オンライン及び電話による各種相談及び申請体制を整備すること。	電話やSNSの相談及び郵送による申請の受付は引き続き実施するとともに、オンライン化についても推進していく。
6 (1/18収受)	再度の緊急事態宣言の発令やコロナ禍の長期化を見据え、次年度に向け組織体制の適切な見直し・強化を検討すること。	新型コロナウイルス感染症対策に係る様々な課題に対して、全庁挙げて迅速に、かつ効果的に取り組むための体制を随時整備している。本格的なワクチン接種の実施に備え、専管組織の体制を拡充する。
7 (1/18収受)	生活困窮者、ドメスティック・バイオレンス等の相談・支援体制を強化すること。	生活困窮者自立支援制度における相談・支援体制を強化する。また、ひとり親家庭就業・養育費等支援事業などの実施により、ひとり親家庭をはじめ、DV相談等の相談・支援体制を強化する。
8 (1/18収受)	新型コロナウイルス感染症の拡大による離職等により家賃の支払いが困難な区民に対し、住居確保給付金等の支援制度を引き続き広く周知するとともに、区民の暮らしを守る対策を講じること。	住居確保給付金等の支援制度を引き続き広く周知するとともに、生活困窮者自立支援制度における相談・支援体制を強化する。
9 (1/18収受)	通所介護事業所については、利用の自粛が想定され、その経営基盤に大きな懸念を有することから、融資の斡旋や補助金制度の周知等を含め、できる限りの対応を行うこと。	介護サービス事業者支援サイト「ケア倶楽部」を通じて国等からの情報について周知している。また、12月に開催したPCR受検費用助成事業説明会において、庁内連携し通所介護事業所へ情報提供を行った。
10 (1/18収受)	高齢者施設等におけるオンライン面会の実施支援について検討すること。	区内の特別養護老人ホームや介護老人保健施設では、多くの施設で既にタブレット等を用いたオンライン面会が実施されているが、実施に至らない施設等に対しては、事業者連絡会等を通じて、導入されている施設から運用面などの紹介の場を設ける等、広く周知されるように努める。
11 (1/18収受)	介護等が必要な重度障害者（児）及び高齢者並びに当該要介護者を介護する家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、在宅でのホームヘルプサービスや居場所確保など、適切な支援を受けられるようにすること。	感染者や介護者が不在となる障害者等の身体状況を勘案し、保健所と連携の上、緊急一時的に利用できる病院、施設等への入所など必要となるサービスの確保に努めている。
12 (1/18収受)	病院等で医療崩壊を起こさないための対策強化を行うよう、国や東京都に求めること。また、区としても医療機関に適宜、必要な支援を行うこと。	医療体制ひっ迫に対する支援について、国や都に対して要望を出している。区としても重症回復者等を受け入れる体制整備のため、病床確保を目的として二次救急病院に対し給付金の支給などしている。
13 (1/18収受)	区のPCR検査センターについて、設置期間の延長及び体制強化を検討すること。	コロナの検査体制や診断方法などが更新されている。区直営の検査センターの役割については発熱者の診療検査体制の整備と合わせて検討していく。
14 (1/18収受)	ワクチン接種のシミュレーションを着実に実行し、円滑に執行できるよう努めること。	医師会等の協力を得ながら接種体制を構築し、国が示すスケジュールに沿った実施が可能となるよう準備を進めていく。
15 (1/18収受)	保健所をはじめ、長期間にわたり激務に追われている職員の負担軽減を図ること。	人材派遣の活用や庁内他部署の職員の従事などによって、業務負担の軽減を図っている。 東京都からの職員派遣、会計年度任用職員の配置及び人材派遣の活用等を行うとともに、必要に応じて、全庁職員の兼務等による応援体制の整備を行うことで職員の業務負担の軽減を図っている。

区議会からの要望

No	要望事項	対応状況、予算書事業名、考え方等
16 (1/18収受)	区内事業者を守るため、実態調査を行うとともに、国や東京都の補助制度等を活用し必要な支援策を検討すること。	産業振興施策を行うにあたって区内事業者の状況を把握することは重要であると認識しており、新型コロナウイルス感染症緊急対策資金を利用した事業者を対象に、今年度調査を行う。
17 (1/18収受)	各種給付金、協力金等の申請に当たり、必要に応じて士業等専門家を活用し、申請相談や手続代行、費用の補助などの支援を行うこと。	各種給付金、協力金等の申請にあたっては、相談窓口が設けられており申請支援を請じている。区としては、来年度の国や都の支援施策を注視し、必要な支援を請じることを検討している。
18 (1/18収受)	東京都と連携し、中小企業のテレワークに関する補助事業の周知や支援を行うこと。	都（しごと財団・しごとセンター含む）から周知依頼がある都度、これを受け入れているほか、後援承認のうえで庁舎会議室を都のイベント会場するなど連携しているところである。
19 (1/18収受)	飲食店に対し、テイクアウト、デリバリー制度の活用支援等、経営を維持することのできる支援を行うこと。	テイクアウト、デリバリー制度の活用支援については、墨田区商店街連合会が展開しているテイクアウト店紹介サイトの周知に協力している。経営の維持に資する支援については、状況に合わせて効果的な対策を検討・実施していく。
20 (1/18収受)	キャッシュレス決済促進・ポイント還元事業の実施に当たっては、墨田区商店街連合会と協力しながら十分に活用されるよう周知徹底に努め、着実な事業執行を行うとともに、ITリテラシーが十分でない高齢者やスマートフォンを所持していない方への支援についても検討すること。	墨田区商店街連合会と連携し、最大限の効果を上げられるよう尽力する。いわゆるデジタルデバインド対策についても検討していく。
21 (1/18収受)	今回、会場開催が中止となった成人を祝うつどいについては、新型コロナウイルス感染症が収束した後に、改めて新成人が交流することのできる機会を検討すること。	新型コロナウイルス感染症の収束後、成人を祝うつどい実行委員等の意見を聴いたうえで、一堂が会せる機会を検討していく。
22 (1/18収受)	PCR検査やワクチン接種等に関する保健所や区の職員をかたる特殊詐欺も発生しており、区民が被害に遭わないような啓発に努めること。	ホームページやツイッター、安全安心メールなどで注意喚起していく。また、ワクチン接種等の正しい情報については、区報やホームページ等で迅速に提供していく。
23 (1/18収受)	幼稚園、保育園、小中学校、学童クラブについては、重要な社会インフラであり、社会経済を支えるため、さらには子どもの学習権の保障に鑑み、一律の自粛要請は行わず、基本的には通常どおりの運営を行うこと。	<幼稚園、保育園について> 保育園、私立幼稚園等は、日々の消毒を徹底する等の感染防止をしたうえで、通常通りに開園をして、必要な保育等を提供している。
		<学童クラブについて> 公立学童クラブは、新型コロナウイルス感染症対策を行い、通常どおり開室している。
		<小・中学校について> 国や都の通知を受け、子供の健やかな学びの保障や心身への影響の観点から、感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続していく。
24 (1/18収受)	保育園において新型コロナウイルス感染症対策として特別な措置を行う場合、公立と私立、また私立間で統一した行動ができるように、区から十分に指導すること。	今年度区が実施した登園自粛要請期間や原則休園期間においては、各園で差が生じないよう要請し、必要に応じて指導を行った。今後、同様の対応が必要となった場合も適切に実施していく。 また、公立園で実施している新型コロナウイルス感染症対策について、私立園にも情報提供している。
25 (1/18収受)	治癒後も含めた登園・登校時の対応のため、濃厚接触者の定義や、陽性者の退院・自宅療養等の解除基準など、幼稚園、保育園、小中学校で共通認識が図られるように、保健所等から必要な情報提供を行うこと。	要望事項に記載の基準等については、区ホームページで情報提供しているので、その旨を所管部に情報提供し、共通認識を図っていく。

区議会からの要望

No	要望事項	対応状況、予算書事業名、考え方等
<b>要望書 「新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書（その3）」</b>		
1 (2/4収受)	公共施設などの水道の蛇口は、優先順位に沿って順次、非接触型自動水栓に交換すること。	「公共施設（建物）長期修繕計画」に基づき、劣化等が極めて深刻な部分の修繕を優先させるとともに、施設毎の状況を把握した上で、総合的に検討している。
2 (2/4収受)	医療用手袋等の物資が不足していることから、医療・介護従事者に提供できるよう、東京都と連携して確保に努めること。	厚生労働省や東京都と連携し、手袋等の感染予防物品について区内介護事業所への支給を行う。 令和3年3月下旬に配布予定。 衛生資材確保が医療・介護現場の負担となっており、都からの支給と合わせて区独自で調達を行っているが、引き続き連携して確保に努める。
3 (2/4収受)	保健所等の体制について、一層の充実を図ること。	保健師など保健所職員の定数管理については、行政の効率的運営の観点から、職種ごとに業務量に応じた適切な人員配置を行っている。危機事象が発生した場合には、個別の事象に応じた体制の強化を図ることとしている。
4 (2/4収受)	パルスオキシメーターについて、東京都の追加貸出を積極的に活用するとともに、必要に応じて区で購入し、一定量を確保すること。	パルスオキシメーターは都の支給分と合わせて178台確保しており、コロナ陽性者で入院待機者及び自宅療養者に活用している。なお、現在は病床の確保と感染者の減少により、入院待機者はゼロとなっている。
5 (2/4収受)	自宅療養者及び自宅待機者に対する支援を強化すること。	東京都の自宅療養者フォローアップセンターの活用と併せて、訪問看護師による状態観察やパルスオキシメーターの貸与のほか、医療機関への受診の必要性が生じた場合は、保健所で受診先を調整するなど、支援を強化している。
6 (2/4収受)	新型コロナワクチン接種に当たり、電話予約に加え、ICTを活用した受付や会場・日時などの予約確認、よくある質問の配信などを行い、受付から接種完了まで効率的かつ円滑に実施できるよう検討を進めること。	集団接種実施期間中は、当該会場及び救急病院の予約を、区独自の予約システムにて受付する。予約の空き状況は国が開発した「ワクチン接種円滑化システム」にて確認が可能。また、LINEのチャットボットを活用し、よくある質問への対応を検討している。
7 (2/4収受)	飲食店や事業所、施設等に対し、エアロゾルによる感染対策としてCO <sup>2</sup> 測定器等の普及を図るなど、換気を効果的に行うための支援策を講ずること。	<p>&lt;区民施設&gt; 施設においては、サーキュレーターの設定やドアの開放など、可能な限り換気を行うよう努めている。</p> <p>&lt;商業支援&gt; 昨年8月から10月までを申請期間とした「商店新生活様式対応支援事業」では、換気機能を強化するための工事費用も補助の対象とし、多くの商店が換気扇や網戸の設置等を実施した。このほか都にも対策助成金の制度があるため、今後とも国や都の動向を見ながら有効な施策を検討していく。</p> <p>&lt;高齢者施設&gt; 新型コロナウイルス感染症対策の一環として、CO<sup>2</sup>排出量を数値で計測することも効果的ではありますが、現在、高齢者施設等においては、定期的に窓の開閉やサーキュレーター等により換気に努めていることから、その効果等も勘案しながら、今後とも感染対策に努めていきます。</p> <p>&lt;子育て支援施設&gt; ・令和2年度に地域子育て支援拠点事業実施事業者に対して、新型コロナウイルス感染症への対策として有効な物品等の購入経費に対する補助を実施している。 ・令和2年度に私立学童クラブ及び私立保育施設等に対して、新型コロナウイルス感染症への対策として有効な物品等を購入した場合の補助を行った。</p> <p>&lt;教育施設&gt; 各学校においては、文部科学省のガイドラインに基づき、定期的に扉と窓の2方向を同時に開けて換気することでCO<sup>2</sup>濃度を下げている。また、換気が十分にできない場合には、サーキュレーターの設定や人の密度が高くならないよう配慮していく。 郷土文化資料館に当該測定器はないが、既存の空調設備に付随した換気機能を使用している。</p>
8 (2/4収受)	東京都が実施している「新型コロナウイルス感染拡大防止普及啓発事業助成金」を対象団体である町会・自治会へ早急に直接周知するとともに、ホームページ等で案内すること。	事業開始時（12月）に町会・自治会あてにFAX等により周知した。また、2月に改めて事業の周知を行い、区ホームページにも案内を掲載した。
9 (2/4収受)	新型コロナウイルス感染症の拡大によって中止となった修学旅行やスキー教室などのキャンセル料については、区が負担することなども検討すること。	修学旅行のキャンセル料については、「GO TO キャンペーン」の活用ができない場合でも、保護者負担とはせず、区が負担する方向で検討している。 スキー教室のキャンセル料については、「GO TO キャンペーン」の活用によるキャンセル料負担ができなかった学校は、最終的に1校のみ（約30万円）であり、保護者負担とはせず、区が負担した。